（国債の発行等）

第二条　政府は、国債を発行しようとするときは、当該国債の発行、償還、返還及び消却（次項において「発行等」という。）に関し必要な事項を定め、これを日本銀行に通知するものとする。

2　日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された事項に従い、国債の発行等に関し必要な事務を取り扱うものとする。

3　前項に規定する事務の取扱店は、日本銀行本店とする。

（適用除外）

第三条　国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条及び第三十四条の規定は、国債については適用しない。

（額面金額）

第四条　株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）に交付する国債に係る国債証券の額面金額は、交付する都度必要な金額（当該国債の一部につき償還を行った場合にあっては、当該金額から当該国債の一部につき償還を行った金額の合計額を控除した金額）とする。

（償還の手続）

第五条　政府は、会社から国債の償還の請求を受けた場合において、当該請求に係る金額の償還を行うときは、その償還を行う金額を日本銀行における会社の勘定に払い込むものとする。

（一部の償還の請求を受けた場合の措置）

第六条　政府は、会社から株式会社日本政策投資銀行法施行規則（平成二十年財務省令第五十号）附則第二項に規定する登録の請求に基づき登録を行った国債について、その登録金額の一部につき償還の請求を受け、当該請求に係る金額の償還を行った場合には、当該登録金額から当該償還金額を減額するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（株式会社日本政策投資銀行法施行規則の一部改正）

2　株式会社日本政策投資銀行法施行規則の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「会社」を「株式会社日本政策投資銀行（第十条を除き、以下「会社」という。）」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

（国債の登録）

2　会社は、法附則第二条の三第二項の規定により国債の交付を受けたときは、速やかに、国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第二十八条に定めるところにより、国債の登録を請求するものとする。

○財務省令第五十三号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の四第一項の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令を次のように定める。

平成二十一年七月三日

財務大臣　与謝野　馨

株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令

（償還の対象とする期間）

第一条　株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）附則第二条の四第一項の規定に基づく国債の償還の請求（以下「国債の償還の請求」という。）は、事業年度（法第十一条に規定する株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）の事業年度をいう。以下同じ。）ごとに、当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間（以下「中間事業年度」という。）及び十月一日から翌年三月三十一日までの期間に分け、それぞれの期間に会社の行う株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務（平成二十四年三月三十一日までに行うものに限る。以下同じ。）の実施状況を踏まえて行うものとする。

（償還の請求をする時期）

第二条　国債の償還の請求は、中間事業年度又は事業年度の経過後、それぞれ三月以内に請求しなければならない。

2　会社は、法第二十一条の規定により事業年度ごとに提出する当該中間事業年度並びに当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書について取締役会の承認を受けた後でなければ、国債の償還の請求をすることができない。

（償還の額の計算）

第三条　法附則第二条の四第一項に規定する会社の行う危機対応業務に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額は、告示で定める計算方法により計算した金額（その金額に百万円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

2　第一項の告示で定める計算方法により計算した金額が零を下回る場合には、会社は、国債の償還の請求を行うことができない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第三十五号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百四十三条の二第一項第五号イからハまでの規定に基づき、保有することができる有価証券、預金又は貯金をすることができる金融機関及びその他運用の方法を次のように指定し、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第四十号）の施行の日から適用する。

平成二十一年七月三日

金融庁長官　佐藤　隆文

一　保有することができる有価証券

イ　地方債

ロ　公社、公庫及び公団の発行する有価証券その他政府又は地方公共団体がその元利金の支払を保証しているもの

ハ　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条に規定する商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされるものを含む。）

ニ　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第百九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。）の規定による債券を含む。）

ホ　貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）に基づく受益証券（顧客区分管理必要額（金融商品取引業等に関する内閣府令第六十五条第二号イからハまでに掲げる投資信託の受益証券（顧客区分管理必要額（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百四十三条の二第一項第六号に規定する額をいう。）の三分の一に相当する範囲内に限る。）

ヘ　担保付社債（償還及び利払いに遅延のないものに限る。）

ト　金融商品取引業等に関する内閣府令第六十五条第二号イからハまでに掲げる投資信託の受益証券（顧客区分管理必要額（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百四十三条の二第一項第六号に規定する額をいう。）の三分の一に相当する範囲内に限る。）

二　預金又は貯金をすることができる金融機関

イ　銀行

ロ　信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

ハ　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

ニ　信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

三　その他運用の方法

イ　コールローン

ロ　受託者である信託銀行に対する銀行勘定貸し

ハ　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定による元本補てんのある金銭信託

○金融庁・財務省告示第三号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、次のように告示し、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年七月六日）から適用する。

平成二十一年七月三日

金融庁長官　佐藤　隆文

財務大臣　与謝野　馨